

## 1 部門目標

- ・医療機器保守点検の拡充
- ・生命維持管理装置の操作における安全性の確立
- ・災害拠点病院における災害医療への参画

## 2 業務体制・スタッフ

臨床工学技士法は昭和 62 年 5 月に国会を通過し、昭和 63 年 4 月に施行された法律で、臨床工学技士の定められた業務は主として、「医師の指示により生命維持管理装置の操作及び保守点検」となっています。我々、臨床工学技士は、平成 21 年度に臨床工学科として新たな新設科となり、現在主任臨床工学技士である坂本亮太の主導の基、計 3 名で臨床と工学を業務とし日々患者様により良い医療を提供できるよう奮闘しております。

臨床面では、循環状態の不安定な患者様に使用する補助循環装置、腎臓機能低下時に使用する血液浄化装置、心臓カテーテル検査時に患者様の血行動態を監視する患者監視装置等の操作を医師の指示の下に行っています。また、ペースメーカー外来を週 1 度行っており、医師の指示の下ペースメーカーアナライザを使用し患者様のペースメーカー管理を行っております。その他アフェレーシス、血液浄化なども多く施行しております。

工学面では、臨床で使用する医療機器、生命維持管理装置等の保守点検を行い、使用時における機器のトラブルの低減に努めています。また、医療機器安全管理責任者業を兼務し、院内の医療機器の研修会の実施、医療機器回収情報の収集と報告、定期点検の実施を行っております。

夜間・休日の緊急時は、院外待機をしており、呼び出し後は所属科医師の指示に従い臨床治療に参画しております。

## 3 業務実績

<29 年度臨床業務>

心臓カテーテル業務：334 件

HD：3 回

IABP 装置：4 回

PCPS 装置：2 回

CART：26 回

PMX：1 回

CRRT：12 回

ペースメーカー外来（患者数 286 人）：572 回

ペースメーカー植込み手術：40 回

#### <点検業務>点検回数

輸液ポンプ（126）：5570回

シリンジポンプ（103台）：2681回

経腸栄養ポンプ（6台）：49回

除細動器（8台）：314回

AED（6台）：1448回

透析装置（2台）：346回

人工呼吸器（18台）：63回

アイノフローDS（2台）：12回

人工呼吸器（IPPV,NPPV,NHF）ラウンド

自施設救急車作成と搭載医療機器管理

#### 4 1年間の総括

心臓血管外科の診療停止に伴い、臨床工学科として人工心肺装置操作関連が業務停止となりました。その為、業務の見直しや人員配置、今後の病院の方向性に準じた臨床工学技士体制を修正する年となりました。課題が山積みであることは間違いなく、見えなかった箇所を補充・修正した1年でした。

新規業務として日本 DMAT への隊員登録に伴い、院内での災害対策の他、日本各地での災害発災時には調整員として派遣活動もしております。

#### 5 今後の目標

我々、臨床工学技士の基本方針は高度医療機器が増す病院のスタッフとし、急性期から慢性期にかけて、我々は高度救急医療に伴い必要とされる ME 機器の操作、保守点検を強化することで、より安全性と、質の高い診療提供の補助に貢献することを目標に今後も努力し邁進してまいります。また、県内外において災害発災時には患者、医療スタッフの安全を確保した DMAT 活動を構築する。